国自情第２４２号
国自整第２２１号
令和３年１２月１０日

地方運輸局自動車技術安全部長　殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車情報課長
整　備　課　長

自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について

政府全体で推進している引越に伴う手続きの負担軽減の一環として、自動車の所有者が引越に伴い使用の本拠の位置を含む変更登録申請を自動車ＯＳＳにより行う場合において、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予するよう特例として認めるにあたり、以下の要領で取り扱うこととしたので、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

１．本特例の対象となる手続き

本件は、引越時の忙しい時に自動車の所有者本人が自動車検査証や自動車登録番号標の交換のために運輸支局等へ出頭することを不要とする特例のため、自動車の所有者本人が、引越に伴い使用の本拠の位置を含む変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車ＯＳＳにより行う場合（電子化されていない書類の提出が必要な手続きを除く）を対象とするものとする。

２．自動車検査証の返付及び交付の手段

本特例の適用を受けることを前提に変更登録申請をＯＳＳにより行った所有者において、ＯＳＳＩＦシステムから審査完了通知を受けた際は、追跡機能がある返送用封筒（例：レターパック、送料は所有者負担）を同封の上、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに自動車検査証（写しも可）を郵送させること。運輸支局等への郵送にあたっても、所有者負担の下で追跡機能がある方法で行わせること。

①　管轄変更のある（番号変更を伴う）使用の本拠の位置の変更の場合

自動車検査証（写しも可）の返付を受けた運輸支局等は、新たに交付する自動車検査証（備考欄に交換を猶予されている車体表示ナンバーが記載されたもの）を返送用封筒に封入の上、速やかに所有者へ郵送にて交付し、登録事項等通知書は運輸支局等にて保管する。なお、郵送の際、返付された自動車検査証が写しの場合には、速やかにその原本を返付するよう促す文書を同封すること。

② 管轄変更のない（番号変更を伴わない）使用の本拠の位置の変更の場合

自動車検査証（写しも可）の返付を受けた運輸支局等は、新たに交付する自動車検査証及び登録事項等通知書を返送用封筒に封入の上、所有者へ郵送にて交付する。なお、郵送の際、返付された自動車検査証が写しの場合には、速やかにその原本を返付するよう促す文書を同封すること。

３．自動車登録番号標交付代行者との関係

各運輸支局等において、一日の業務終了後、本特例により自動車登録番号標の交付の時期が次回車検時まで猶予された自動車登録番号が示された登録番号一覧帳票を出力の上、自動車登録番号標交付代行者に通知する。

自動車登録番号標交付代行者において、当該登録番号一覧帳票により通知を受け、交付の時期が次回車検時まで猶予された変更登録後の自動車登録番号標については、所有者が交付を受けるまでの間は、適切な管理・保管を行うものとする。

４．自動車登録番号標の交付

所有者（代理人を含む）は、変更登録後の登録事項等通知書及び自動車登録番号標の交付を受ける場合は、自動車検査証を使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の窓口に提出する。

運輸支局等においては、提出された自動車検査証の備考欄を確認するとともに、変更登録前の自動車登録番号標の返納方法を確認し、変更登録前の自動車登録番号の記載を削除した自動車検査証及び保管していた登録事項等通知書を所有者に交付する。

自動車登録番号標交付代行者においては、提出された登録事項等通知書と自動車検査証を確認するとともに、変更登録前の自動車登録番号標の返納（出張封印の場合を除く）を受け、保管している変更登録後の自動車登録番号標を交付する。

５．自動車登録番号標の交付を受けずに検査申請を受けた場合の取扱い

運輸支局等の検査部門等の職員は、継続検査等により有効期間が更新された自動車検査証と併せて、MOTAS から出力される通知書（変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けていないことが明記された書面）を受検者に交付する。

なお、この場合の特例違反に関する使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等への連絡は、MOTAS の業務連絡により自動的に行われる。

６．自動車登録番号標の交付を受けない所有者の取扱い

５．の規定により、特例違反の連絡を受けた運輸支局等は、２．①で保管していた当該自動車の登録事項等通知書に記載されている所有者に対し、当該登録事項等通知書及び自動車登録番号標の交付を速やかに受けることを求める旨の通知文書を同封の上、追跡機能がある方法にて送付するものとする。

郵送した登録事項等通知書が所有者に到達してから１５日経過してもなお、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けない所有者がいることを確認した場合は、道路運送車両法 20 条違反の状態にあることから、運輸支局等より所有者に対して変更登録後の自動車登録番号標の交付をすみやかに受けるよう、電話連絡等により催促を行うものとする。

上記催促を繰り返し実施したにもかかわらず、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けない所有者については、反復性や悪質性の高さなどを総合的に判断の上、都道府県警察へ相談するものとする。

７．未交付となった自動車登録番号標の取扱い

運輸支局等の職員は、以下の取扱いを行った際は、その旨を自動車登録番号標交付代行者に連絡するものとする。

① 自動車登録番号標交付代行者において管理・保管していた自動車登録番号標が不用となった旨 MOTAS の業務連絡により確認した場合

② 自動車登録番号標の交付を受けない所有者に登録事項等通知書が到達したことを確認した場合

①の場合、運輸支局等から連絡を受けた自動車登録番号標交付代行者は、当該自動車登録番号標について適切に廃棄処理を行うとともに、廃棄処理を行った場合にはその旨を運輸支局等に報告するものとする。

②の場合、運輸支局等から連絡を受けた自動車登録番号標交付代行者は、当該自動車登録番号標が不用となった旨運輸支局等から連絡があるまで当該自動車登

録番号標について引き続き適切な管理・保管を行うものとする。

　本通達は、令和４年１月４日から施行する。